



～リーガルネットワークスHPにてニュースレターバックナンバーも公開しています～

## ＼ 36協定の締結と届出を忘れると法律違反です！！ ＼ **36協定締結前準備から届出までの流れ**

### ステップ1

#### 事前準備



約1ヶ月前頃から余裕を持って準備を始めましょう！

### ステップ2

#### 労働者代表選出(事業場ごと)



労働者全員に周知する必要があるため、早めにスケジュール調整をしましょう！

### ステップ3

#### 36協定書(36協定届)完成・届出



前年度の36協定有効期限がきる前に今年度の届出を実施しましょう！

### ステップ4

#### 労働者へ周知・勤怠管理システムAKASHIへ反映



労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません！

詳しくは弊社HP『[36協定締結前準備から届出までの具体的な流れ](#)』をご参照ください。

**不安解消！**  
**36協定なんでも相談会(約60分)**  
**5社限定 無料開催実施中です！**

AKASHIの「[就業規則・労使協定管理機能](#)」を活用すれば、36協定締結漏れを防ぐことができます！

